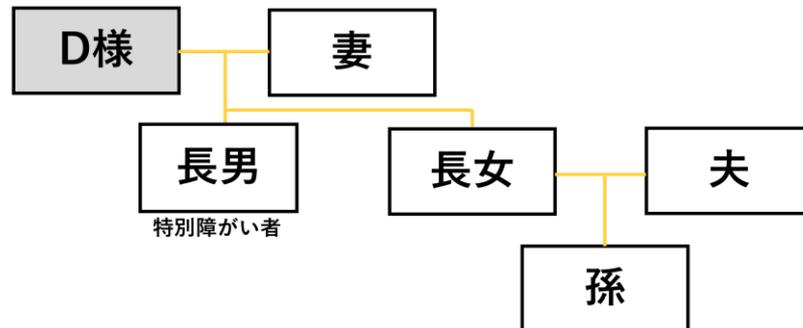


ポイント

① 特別障がい者の長男は不動産経営に関わることなく、定期的に配当を得られる

② 6,000万円※を限度に贈与税が非課税に



D様（80代）はご自宅周辺に貸地と駐車場を複数所有していた。
D様の子供は長男と長女の2人で、長男は特別障がい者（身体障がい1級）だった。

D様は長男の将来の生活費や療養費のことを考え、収入源となる不動産を長男に贈与したいと考えていた。



特定贈与信託を利用して、駐車場を信託し受益者を長男に設定。
長男は不動産経営に関わる事なく、定期的に配当を得られる。



特定贈与信託を利用する事で、6,000万円※を限度に贈与税が非課税となる。

※特別障がい者以外の特定障がい者の場合は3,000万円を限度として贈与税が非課税となります。